

生駒市条例第1号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月17日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月生駒市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第7条の2 任命権者は、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)第10条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第10条第1項において「勤務日等」という。)のうち同項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)」を「勤務日等

」に、「（休日）」を「（第7条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

第15条第3項中「（昭和32年7月生駒市条例第23号）」を削る。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第2条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年9月生駒市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「休日及び」を「時間外勤務代休時間、休日及び」に改め、「並びに年次有給休暇並びに休職の期間」を削り、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 年次有給休暇及び休職の期間

（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条中「ときは」の次に「、勤務時間等条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第10条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間等条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する市長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する市長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。